

## 仙台市ウクライナ避難民に対する生活支援金 給付申請書

申請日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(あて先) 仙台市長 郡 和子 様

仙台市ウクライナ避難民に対する生活支援金について、裏面に記載の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全事項に誓約・同意の上、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市ウクライナ避難民に対する生活支援金給付事務実施要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 申請者 (2の給付対象者のうち、いずれか1人の情報を枠内に記入してください)

申請者	(フリガナ) 氏名		生年月日
	住所 (居所)		____年____月____日
	仙台市_____		連絡先電話番号

#### 2 給付対象者 (枠内に記入してください)

【給付対象者】次の①、②、③の全てに当てはまる方が対象です。

- ① 日本政府が認定したウクライナ避難民である方
- ② 次のA、Bのいずれかに当てはまる方  
 A: 仙台市の住民基本台帳に記載されている方  
 B: 短期滞在の在留資格の方で、仙台市の職員が居住実態を確認できた方
- ③ 他の地方公共団体によるウクライナ避難民の支援等を目的とする金銭の給付等を受けていない方

給付対象者	人数	申請者との続柄	(フリガナ)氏名	生年月日	住所(居所)
	1	申請者と同じ			
2				____年____月____日	申請者と同じ
3				____年____月____日	申請者と同じ

※給付対象者が3人以上の場合でも、3人まで記載してください。

※申請者との続柄は「妻」「子」「妻の母」などと記載してください。

#### 3 給付申請額 (枠内の下線部に記入してください)

【給付額】次の①、②の合計が給付額です。

①世帯基礎額 200,000円 + ② [世帯員額 100,000円 × 給付対象者数 (3人まで)] = 給付額

世帯基礎額	+	[世帯員額 × 2に記入した人数 (申請者も含む)]	=	給付申請額
200,000円	+	[100,000円 × _____人]	=	_____円

※給付額の合計は給付対象者1人の場合 300,000円、2人の場合 400,000円、3人の場合 500,000円となります。

※既に本支援金の給付を受けていて、世帯員の増員による再度の申請の場合、世帯基礎額は対象となりません。

必ず裏面も確認・記入してください

- 4 **ウクライナ避難民であることの確認** (いずれかのにチェックしてください)
- 「ウクライナ避難民であることの証明書」を受取っています  
→給付対象者全員の証明書のコピーを添付してください。
- 「ウクライナ避難民であることの証明書」をまだ受取っていません  
→仙台市が出入国在留管理庁にウクライナ避難民であることを確認します。
- 5 **住民登録及び在留資格の状況** (いずれかのにチェックしてください)
- 仙台市に住民登録しています (在留資格が「特定活動」等の場合)  
→世帯全員分の住民票の写しのコピーを添付してください。
- 在留資格は「短期滞在」のため、まだ仙台市に住民登録していません  
→(様式2) 居所申告書を添付してください。
- 6 **支援金の受給方法** (いずれかのにチェックしてください)
- 日本国内の金融機関への口座振込を希望します (請求者名義または代理人名義の口座)  
→仙台市から給付決定を受けた後に、(様式4) 請求書と振込口座を確認できる書類 (通帳やキャッシュカード) のコピーを提出してください。  
→代理人名義の口座を指定する場合は、(様式5) 委任状と代理人の方の写真付公的身分証明書のコピーも提出してください。
- 現金での受給を希望します (日本国内の金融機関に口座がまだない場合など)  
→仙台市から給付決定を受けた後に、(様式4) 請求書を提出してください。  
→指定された日時・場所に受取りに来てください。

7 **申請時添付書類** (書類を添付したらにチェックしてください)

下記の書類のほか、仙台市から給付決定を受けた後に請求書等の提出が必要です

<原則全員提出するもの>

- 給付対象者全員分の在留カードまたはパスポートのコピー  
※在留カードの場合は両面のコピーをとる。  
※パスポートの場合は以下の面全てのコピーをとる。
- ・旅券面 (旅券番号、顔写真、氏名、生年月日、性別、国籍等が記載された見開き面)
  - ・日本国査証 (ビザ情報が記載されたシール面) 及び証印 (上陸許可の表示があるシール面)
  - ・日本入国日及びウクライナ出国日がわかる面 (空港のスタンプ面)
- 給付対象者全員分のウクライナ避難民であることの証明書  
※まだ受取っていない場合は仙台市から出入国在留管理庁に確認するため不要です。

<在留資格が「特定活動」等で、仙台市に住民登録している場合>

- 世帯全員分の住民票の写しのコピー (記載情報に省略のないもの (個人番号、住民票コードを除く))

<仙台市に居住しているが、まだ在留資格が「短期滞在」の場合>

- (様式2) 居所申告書

**【誓約・同意事項】** (全ての事項について誓約・同意する場合はにチェックする)

- 下記全ての事項に誓約・同意の上、本支援金の給付を申請します

- 本支援金の給付要件である以下①、②、③の全てに該当します。
  - ①日本政府からウクライナ避難民として認定されています。
  - ②次のいずれかに該当します。
    - ・仙台市の住民基本台帳に記載されています。
    - ・短期滞在の在留資格で仙台市に居住しています。
  - ③他の地方公共団体によるウクライナ避難民の支援等を目的とする金銭の給付等を受けていません。
- 本支援金の給付額は表面3に記載のとおりであり、申請回数は1世帯あたり1回であることを理解しています。(世帯員の増員による再度の申請の場合はこの限りではありません)
- 本支援金の該当性について審査するため、仙台市が給付対象者の住民基本台帳情報、在留情報等の公簿の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、仙台市からの求めに応じ関係書類の提出を行うことに同意します。
- 本支援金を申請した事実について、仙台市が公表する申請世帯数・申請人数に含めることに同意します。(氏名や住所等の公表は行いません)
- 本申請書等に不備があった場合、または仙台市が給付決定をした後に請求書等の不備による振込不能等の事由により給付が完了しなかった場合において、仙台市が指定する期日までに申請者の責に帰すべき事由により不備の補正に至らなかった場合は、本支援金が給付されないことに同意します。
- 本支援金の給付後、本申請書等の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。なお、返還時に必要となる市が指定する口座への振込手数料等の費用を負担することに同意します。
- 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならないことを理解しています。